

Topics 医療・介護の一括法案が成立、公布される!!

2014.06.18 成立、2014.06.25 公布、2015.04.01 施行（一部は公布日が施行日）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律の整備に関する法律案（医療・介護制度改正の一括法案）が平成 26 年 6 月 18 日に成立し、25 日に公布された。この一括法案の中には、医療従事者の業務範囲及び業務の実施体制の見直しとして「診療放射線技師法」も含まれている。

今回の診療放射線技師法の改正には、診療放射線技師が実施する検査に伴い必要となる造影剤の血管内投与の行為について、診療の補助として医師の指示を受けて行うものとし、業務範囲に追加される。また、診療放射線技師が、病院又は診療所以外の場所において、健康診断として胸部 X 線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会を求めないとされた。

この中で、「核医学診断装置」を用いた検査、ならびに、健康診断として胸部 X 線撮影時の医師の立会の求めない改正は、「公布日」が施行日となっている。

1. 技師法第 24 条第 2 項の (1) の装置として、新たに「政令」に「核医学診断装置」が追加され、1) 磁気共鳴画像診断装置、2) 超音波診断装置、3) 眼底写真撮影装置（散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するものは除く。）、4) 核医学診断装置の 4 つの装置となった。

2. 技師法第 24 条第 2 項の (2) 関係の診療の補助として行える行為は、省令で定められる。以下の行為が業務範囲に加わった。

1) 造影剤の血管内投与に関する業務

(i) CT 検査、MRI 検査等において医師又は看護師により確保された静脈路に造影剤を接続すること及び造影剤自動注入器を用いた造影剤投与を行うこと。

(ii) 造影剤投与終了後の静脈路の抜針及び止血を行うこと。

2) 下部消化管検査に関する業務

(i) 下部消化管検査に際して、カテーテル挿入部（肛門）を確認の上、肛門よりカテーテルを挿入すること。

(ii) 肛門より挿入したカテーテルより、造影剤及び空気の注入を行うこと。

3) 画像誘導放射線治療（image-guided radiotherapy：IGRT）に関する業務

(i) 画像誘導放射線治療に際して、カテーテル挿入部（肛門）を確認の上、肛門よりカテーテルを挿入すること。

ii) 肛門より挿入したカテーテルより、空気の吸引を行うこと。

診療放射線技師法の改正

(施行日は平成 27 年 4 月 1 日、ただし改正の一部は、公布日の平成 26 年 6 月 25 日)

改正後	改正前
<p>(欠格事項)</p> <p>第 4 条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第 20 条 2 号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。</p> <p>(1) 心身の障害により診療放射線技師の業務（<u>第 24 条の 2 各号に掲げる業務を含む。同条及び第 26 条第 2 項を除き、以下同じ。</u>）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(画像診断装置を用いた検査等の業務)</p> <p>第 24 条の 2 診療放射線技師は、第 2 条第 2 項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、診療の補助として、<u>次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>第 2 条第 2 項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うこと。</u></p> <p>(業務上の制限)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。</u></p> <p>(3) <u>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき（前号に掲げる場合を除く）。</u></p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第 4 条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第 20 条 2 号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。</p> <p>(1) 心身の障害により診療放射線技師の業務（<u>第 24 条の 2 に規定する業務を含む。同条及び第 26 条第 2 項を除き、以下同じ。</u>）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(画像診断装置を用いた検査の業務)</p> <p>第 24 条の 2 診療放射線技師は、第 2 条第 2 項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、診療の補助として、<u>磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(業務上の制限)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。</u></p>